

傷害共済普通約款

第 1 章 用語の定義条項

第 1 条（用語の定義）

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50 音順)

用語		定義
い	医科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。
か	家族	本人のほか、第 5 条（被共済者の範囲）(1)①～③のいずれかに該当する者をいいます。
き	危険	傷害の発生の可能性をいいます。
こ	後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であつて、被共済者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
	公的医療保険制度	次の①～⑦のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。
	告知事項	危険に関する重要な事項のうち、共済契約申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいいます。 （注） （注） 他の共済契約等に関する事項を含みます。
し	歯科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。
	事故	急激かつ偶然な外来の事故をいいます。
	手術	次の①・②のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為 （注 1） 。ただし、次のア．～オ．のいずれかに該当するものを除きます。 ア．創傷処理 イ．皮膚切開術 ウ．デブリードマン エ．骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 オ．抜歯手術 ② 先進医療 （注 2） に該当する診療行為 （注 3） （注 1） 歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。 （注 2） 手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている

		<p>評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。</p> <p>(注3) 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。</p>
	傷害	<p>身体の傷害をいいます。この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含みますが、継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状は含みません。また、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、この傷害には含みません。</p>
た	他の共済契約等	<p>この共済契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。</p>
ち	治療	<p>医師^(注)が必要であると認め、医師^(注)が行う治療をいいます。</p> <p>(注) 被共済者が医師である場合は、被共済者以外の医師をいいます。</p>
つ	通院	<p>病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。</p>
に	入院	<p>自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。</p>
は	配偶者	<p>婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。</p>
ひ	被共済者	<p>6G会員に限ります。</p>
ほ	共済期間	<p>共済期間の初日から1年間をいいます。</p>
	共済金	<p>死亡共済金、後遺障害共済金、入院共済金、手術共済金または通院共済金をいいます。</p>
	本人	<p>6G会員をいいます。</p>

第2章 補償条項

第2条（共済金を支払う場合）

当会は、被共済者が日本国内または国外において事故によって被った傷害に対して、この約款に従い共済金を支払います。

第3条（共済金を支払わない場合—その1）

(1) 当会は、次の①～⑬のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、共済金を支払いません。

- ① 共済契約者^(注1)または被共済者の故意または重大な過失
- ② ①に規定する者以外の共済金を受け取るべき者^(注2)の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡共済金の一部の受取人である場合には、共済金を支払わないのはその者が受

け取るべき金額に限ります。

③ 被共済者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為

④ 次のア．～ウ．のいずれかに該当する間に生じた事故

ア．被共済者が法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間

イ．被共済者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間

ウ．被共済者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間

⑤ 被共済者の脳疾患、疾病または心神喪失

⑥ 被共済者の妊娠、出産、早産または流産

⑦ 被共済者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会が共済金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、共済金を支払います。

⑧ 被共済者に対する刑の執行

⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注4）

⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

⑪ 核燃料物質（注5）もしくは核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑫ ⑨～⑪の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染

（注1）共済契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。

（注2）共済金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。

（注3）運転する地における法令による運転資格をいいます。

（注4）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注5）使用済燃料を含みます。

（注6）原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当会は、被共済者が頸部症候群（注1）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見（注2）のないものに対しては、その症状の原因がわからないときでも、共済金を支払いません。

（注1）いわゆる「むちうち症」をいいます。

（注2）理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

第4条（共済金を支払わない場合—その2）

当会は、次の①・②のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、

共済金を支払いません。

- ① 被共済者が別表 1 に掲げる運動等を行っている間
 - ② 次のア. ～ウ. のいずれかに該当する間。ただし、下記ウ. に該当する場合を除き、自動車もしくは原動機付自転車を用いて道路上で競技等（注1）をしている間または道路上で競技等（注1）に準ずる方法・態様により自動車もしくは原動機付自転車を使用している間については、共済金を支払います。
 - ア. 被共済者が乗用具（注2）を用いて競技等（注1）をしている間
 - イ. 被共済者が乗用具（注2）を用いて競技等（注1）を行うことを目的とする場所において、競技等（注1）に準ずる方法・態様により乗用具（注2）を使用している間
 - ウ. 被共済者が、法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車もしくは原動機付自転車を用いて競技等（注1）をしている間または競技等（注1）に準ずる方法・態様により自動車もしくは原動機付自転車を使用している間
- （注1） 次のア. ・イ. のいずれかのことを行うことをいいます。
 - ア. 競技、競争もしくは興行またはそれらのための練習
 - イ. 性能試験を目的とする運転または操縦
- （注2） 自動車、原動機付自転車、モーターボート、水上オートバイ、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。

第5条（被共済者の範囲）

- (1) この約款における被共済者は、本人のほか、次の①～③のいずれかに該当する者とします。
 - ① 本人の配偶者
 - ② 本人またはその配偶者の同居の親族
 - ③ 本人またはその配偶者の別居の未婚の子
 - (2) (1)の本人またはその配偶者との続柄は、傷害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
 - (3) 共済契約締結の後、本人が次条(1)の死亡共済金を支払うべき傷害以外の事由によって死亡した場合（注1）には、共済契約者は、次の①・②のいずれかのことを行わなければなりません。ただし、この共済契約において、変更前の本人が第7条（後遺障害共済金の支払）の後遺障害共済金の支払を受けていた場合には、②によるものとします。
 - ① 家族のうち新たに本人となる者の同意を得て、本人をその者に変更すること。
 - ② この共済契約（注2）を解除すること。
- （注1） 第18条（共済契約の失効）に該当する場合を除きます。
- （注2） その家族に係る部分に限ります。
- (4) (3)の事由によって本人が死亡した場合であっても、(3)の手続が行われるまでの間、(1)・(2)の規定の適用は、その死亡した本人またはその配偶者との続柄によるものとします。

第6条（死亡共済金の支払）

- (1) 当会は、被共済者が第2条（共済金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、100万円（注）を死亡共済金として死亡共済金受取人に支払います。
- （注） 既に支払った後遺障害共済金がある場合は、次の算式によって算出した額とします。

$$\boxed{\text{死亡共済金の額}} = \boxed{100 \text{ 万円}} - \boxed{\text{既に支払った後遺障害共済金の額}}$$

- (2) 第 33 条（死亡共済金受取人の変更）(1)・(2)の規定により被共済者の法定相続人が死亡共済金受取人となる場合で、その者が 2 名以上であるときは、当会は、法定相続分の割合により死亡共済金を死亡共済金受取人に支払います。
- (3) 第 33 条（死亡共済金受取人の変更）(8)の死亡共済金受取人が 2 名以上である場合は、当会は、均等の割合により死亡共済金を死亡共済金受取人に支払います。

第 7 条（後遺障害共済金の支払）

- (1) 当会は、被共済者が第 2 条（共済金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害共済金として被共済者に支払います。

$$\boxed{\text{後遺障害共済金の額}} = \boxed{100 \text{ 万円}} \times \boxed{\text{別表 2 に掲げる各等級の後遺障害に対する共済金支払割合}}$$

- (2) (1)の規定にかかわらず、被共済者が事故の発生の日からその日を含めて 180 日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会は、事故の発生の日からその日を含めて 181 日目における被共済者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を後遺障害共済金として支払います。
- (3) 別表 2 の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- (4) 同一事故により 2 種以上の後遺障害が生じた場合には、(1)の共済金額に乗じる共済金支払割合は次の①～④のとおりとします。
- ① 別表 2 の第 1 級～第 5 級に掲げる後遺障害が 2 種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の 3 級上位の等級に対する共済金支払割合
- ② ①以外の場合で、別表 2 の第 1 級～第 8 級に掲げる後遺障害が 2 種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の 2 級上位の等級に対する共済金支払割合
- ③ ①・②以外の場合で、別表 2 の第 1 級～第 13 級に掲げる後遺障害が 2 種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の 1 級上位の等級に対する共済金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する共済金支払割合の合計の割合がその重い後遺障害に該当する等級の 1 級上位の等級に対する共済金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を共済金支払割合とします。
- ④ ①～③以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する共済金支払割合
- (5) 既に後遺障害のある被共済者が第 2 条（共済金を支払う場合）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害共済金として支払います。

$$\boxed{\text{後遺障害共済金の額}} = \boxed{100 \text{ 万円}} \times \left(\boxed{\text{別表 2 に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する共済金支払割合}} - \boxed{\text{既にあった後遺障害に該当する等級に対する共済金支払割合}} \right)$$

第 8 条（入院共済金および手術共済金の支払）

- (1) 当会社は、被共済者が第 2 条（共済金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果とし

て、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院共済金として被共済者に支払います。

$$\boxed{\text{入院共済金の額}} = \boxed{5,000 \text{ 円}} \times \boxed{\text{入院した日数 (注)}}$$

(注) 90 日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて 180 日を経過した後の入院に対しては、入院共済金を支払いません。

- (2) (1)の期間には、臓器の移植に関する法律（平成 9 年法律第 104 号）第 6 条（臓器の摘出）の規定によって、同条第 4 項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第 11 条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置 (注) であるときには、その処置日数を含みます。

(注) 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

- (3) 被共済者が入院共済金の支払を受けられる期間中にさらに入院共済金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては入院共済金を支払いません。
- (4) 当会社は、被共済者が事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に病院または診療所において、第 2 条（共済金を支払う場合）の傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合は、次の①・②の算式によって算出した額を手術共済金として被共済者に支払います。ただし、1 事故に基づく傷害について、1 回の手術に限ります (注 1)。

① 入院中 (注 2) に受けた手術の場合

$$\boxed{\text{手術共済金の額}} = \boxed{5,000 \text{ 円}} \times \boxed{10}$$

② ①以外の手術の場合

$$\boxed{\text{手術共済金の額}} = \boxed{5,000 \text{ 円}} \times \boxed{5}$$

(注 1) 1 事故に基づく傷害に対して①・②の手術を受けた場合は、①の算式によります。

(注 2) 第 2 条の傷害を被り、その直接の結果として入院している間をいいます。

第 9 条（通院共済金の支払）

- (1) 当会は、被共済者が第 2 条（共済金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院共済金として被共済者に支払います。

$$\boxed{\text{通院共済金の額}} = \boxed{3,000 \text{ 円}} \times \boxed{\text{通院した日数 (注)}}$$

(注) 90 日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて 180 日を経過した後の通院に対しては、通院共済金を支払いません。

- (2) 被共済者が通院しない場合においても、骨折、脱臼、靭帯の損傷等の傷害を被った別表 3 に掲げる部位を固定するために被共済者以外の医師の指示によりギプス等 (注) を常時装着したときは、その日数について、(1)の通院をしたものとみなします。

(注) ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、サポーター等は含みません。

- (3) 当会は、(1)・(2)の規定にかかわらず、前条の入院共済金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院共済金を支払いません。
- (4) 被共済者が通院共済金の支払を受けられる期間中にさらに通院共済金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会は、重複しては通院共済金を支払いません。

第10条（当会の責任限度額）

当会がこの共済契約に基づき支払うべき死亡共済金および後遺障害共済金の額は、共済期間を通じ、被共済者ごとに100万円をもって限度とします。

第11条（死亡の推定）

被共済者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合、または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被共済者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被共済者が第2条（共済金を支払う場合）の傷害によって死亡したものと推定します。

第12条（他の身体の障害または疾病の影響）

- (1) 次の①・②のいずれかにより、被共済者の被った第2条（共済金を支払う場合）の傷害が重大となった場合は、当会は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
 - ① 被共済者が第2条の傷害を被った時既に存在していた身体の障害または疾病の影響
 - ② 被共済者が第2条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病の影響
- (2) 正当な理由がなく被共済者が治療を怠ったことまたは共済契約者もしくは共済金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより、被共済者の被った第2条（共済金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第3章 基本条項

第13条（共済責任の始期および終期）

- (1) 当会の共済責任は、共済期間の初日（注）の午前0時に始まり、1年後の応当日の前日の午後12時に終わります。

（注）6G会員の申込日とします。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 共済期間が始まった後でも、当会は、共済掛金領収前に生じた事故による傷害に対しては、共済金を支払いません。

第14条（告知義務）

- (1) 共済契約者または被共済者になる者は、共済契約締結の際、告知事項について、当会に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当会は、共済契約締結の際、共済契約者または被共済者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次の①～④のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① (2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当会が共済契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合、または過失によってこれを知らなかった場合（注）

- ③ 共済契約者または被共済者が、被共済者が第2条（共済金を支払う場合）の傷害を被る前に、告知事項につき書面をもって訂正を当会に申し出て、当会がこれを承認した場合。なお、当会が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、共済契約締結の際に当会に告げられていたとしても、当会が共済契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
- ④ 当会が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合、または共済契約締結時から5年を経過した場合
- (注) 当会のために共済契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合、または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
- (4) (2)の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第22条（共済契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、当会は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した傷害については適用しません。

第15条（共済契約者の住所変更）

共済契約者が住所または通知先を変更した場合は、共済契約者は、遅滞なく、その旨を当会に通知しなければなりません。

第16条（共済契約の無効）

次の①・②のいずれかに該当する事実があった場合には、共済契約は無効とします。

- ① 共済契約者が、共済金を不法に取得する目的または第三者に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約を締結した場合
- ② 共済契約者以外の者を被共済者とする共済契約について死亡共済金受取人を定める場合（注）に、その被共済者の同意を得なかったとき。
- (注) 被共済者の法定相続人を死亡共済金受取人にする場合を除きます。

第17条（共済契約の失効）

共済契約締結の後、被共済者が死亡し、第5条（被共済者の範囲）(1)に規定する被共済者がいなくなった場合には、共済契約は効力を失います。

第18条（共済契約の取消し）

共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当会が共済契約を締結した場合には、当会は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を取り消すことができます。

第19条（共済契約者による共済契約の解除）

共済契約者は、当会に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

第20条（重大事由による解除）

- (1) 当会は、次の①～⑤のいずれかに該当する事由がある場合には、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

- ① 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、当会にこの共済契約に基づく共済金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被共済者または共済金を受け取るべき者が、この共済契約に基づく共済金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 共済契約者が、次のア．～オ．のいずれかに該当すること。
 - ア．反社会的勢力(注)に該当すると認められること。
 - イ．反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ．反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。
 - エ．法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ．その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ 他の共済契約等との重複によって、被共済者に係る共済金額、入院共済金日額、通院共済金日額等の合計額が著しく過大となり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ ①～④に掲げるもののほか、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、①～④の事由がある場合と同程度に当会のこれらの者に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注) 暴力団、暴力団員(※)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(※) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

- (2) 当会は、次の①～④のいずれかに該当する事由がある場合には、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約(注)を解除することができます。

- ① 本人が、(1)③ア．～ウ．またはオ．のいずれかに該当すること。
- ② 本人以外の被共済者が、(1)③ア．～ウ．またはオ．のいずれかに該当すること。
- ③ 被共済者に生じた傷害に対して支払う共済金を受け取るべき者が、共済契約者に死亡共済金受取人として定められていた場合で、(1)③ア．～オ．のいずれかに該当すること。
- ④ 被共済者に生じた傷害に対して支払う共済金を受け取るべき者が、共済契約者に死亡共済金受取人として定められていなかった場合で、(1)③ア．～ウ．またはオ．のいずれかに該当すること。

(注) ①・③の事由がある場合には、その家族に係る部分に限り、②・④の事由がある場合には、その被共済者に係る部分に限ります。

- (3) (1)・(2)の規定による解除が傷害(注1)の発生した後になされた場合であっても、第22条(共済契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①～⑤の事由または(2)①・②の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した傷害(注1)に対しては、当会は、共済金(注2)を支払いません。この場合において、既に共済金(注2)を支払っていたときは、当会は、その返還を請求することができます。

(注1) (2)①の規定による解除がなされた場合には、その家族に生じた傷害をいい、(2)②～④の規定による解除がなされた場合には、その被共済者に生じた傷害をいいます。

(注2) (2)③・④の規定による解除がなされた場合には、共済金を受け取るべき者のうち、(1)③ア．～オ．のいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

第 21 条（被共済者による共済契約の解除請求）

- (1) 被共済者が共済契約者以外の者である場合において、次の①～⑥のいずれかに該当するときは、その被共済者は、共済契約者に対して、この共済契約（注）を解除することを求めることができます。
- ① この共済契約（注）の被共済者となることについての同意をしていなかった場合
 - ② 共済契約者または共済金を受け取るべき者に、前条(1)①・②に該当する行為のいずれかがあった場合
 - ③ 共済契約者または共済金を受け取るべき者が、前条(1)③ア．～オ．のいずれかに該当する場合
 - ④ 前条(1)④に規定する事由が生じた場合
 - ⑤ ②～④のほか、共済契約者または共済金を受け取るべき者が、②～④の場合と同程度に被共済者のこれらの者に対する信頼を損ない、この共済契約（注）の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
 - ⑥ 共済契約者と被共済者との間の親族関係の終了その他の事由により、この共済契約（注）の被共済者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
- （注）その被共済者に係る部分に限ります。
- (2) 共済契約者は、(1)①～⑥のいずれかに該当する事由がある場合において、被共済者から(1)の規定による解除請求があったときは、当会に対する通知をもって、この共済契約（注）を解除しなければなりません。
- （注）その被共済者に係る部分に限ります。
- (3) (1)①の事由がある場合は、その被共済者は、当会に対する通知をもって、この共済契約（注）を解除することができます。ただし、健康保険証等、被共済者であることを証する書類の提出があった場合に限りです。
- （注）その被共済者に係る部分に限ります。
- (4) (3)の規定によりこの共済契約（注）が解除された場合は、当会は、遅滞なく、共済契約者に対して、その旨を書面により通知するものとします。
- （注）その被共済者に係る部分に限ります。

第 22 条（共済契約解除の効力）

共済契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第 23 条（共済掛金の返還または請求—告知義務の場合）

- (1) 第 13 条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、共済掛金を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金との差に基づき計算した共済掛金を返還または請求します。
- (2) 当会は、共済契約者が(1)の規定による追加共済掛金の支払を怠った場合（注）は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。
- （注）当会が、共済契約者に対し追加共済掛金を請求したにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。
- (3) (1)の規定により追加共済掛金を請求する場合において、(2)の規定によりこの共済契約を

解除できるときは、当会は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、当会は、その返還を請求することができます。

- (4) (1)のほか、共済契約締結の後、共済契約者が書面をもって共済契約の条件の変更を当会に通知し、承認の請求を行い、当会がこれを承認する場合において、共済掛金を変更する必要があるときは、当会は、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金との差に基づき計算した、未経過期間に対する共済掛金を返還または請求します。
- (5) (4)の規定により追加共済掛金を請求する場合において、当会の請求に対して、共済契約者がその支払を怠ったときは、当会は、追加共済掛金領収前に生じた事故による傷害に対しては、共済契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この共済契約に適用される普通約款に従い共済金を支払います。

第 24 条（共済掛金の返還—無効または失効の場合）

- (1) 共済契約が無効となる場合には、当会は、共済掛金の全額を返還します。ただし、第 16 条（共済契約の無効）①の規定により共済契約が無効となる場合には、共済掛金を返還しません。
- (2) 共済契約が失効となる場合には、当会は、未経過期間に対し月割をもって計算した共済掛金を返還します。ただし、第 5 条（死亡共済金の支払）(1)の死亡共済金を支払うべき傷害によって被共済者が死亡した場合には、共済掛金を返還しません。

第 25 条（共済掛金の返還—取消しの場合）

第 18 条（共済契約の取消し）の規定により、当会が共済契約を取り消した場合には、当会は、共済掛金を返還しません。

第 26 条（共済掛金の返還—解除の場合）

- (1) 第 13 条（告知義務）(2)、第 20 条（重大事由による解除）(1)または第 23 条（共済掛金の返還または請求—告知義務の場合）(2)の規定により、当会が共済契約を解除した場合には、当会は、未経過期間に対し月割をもって計算した共済掛金を返還します。
- (2) 第 19 条（共済契約者による共済契約の解除）の規定により、共済契約者が共済契約を解除した場合には、当会は、次の算式によって算出した共済掛金を返還します。

返還する共済掛金	=	共済掛金 (注)	-	既経過期間に対し別表 4 に掲げる短期率によって計算した共済掛金
----------	---	----------	---	----------------------------------

(注) この共済契約に対して適用された共済掛金をいいます。

- (3) 第 20 条（重大事由による解除）(2)の規定により、当会が保険契約 (注) を解除した場合には、当会は、未経過期間に対し月割をもって計算した共済掛金を返還します。

(注) その被共済者に係る部分に限ります。

- (4) 第 21 条（被共済者による共済契約の解除請求）(2)の規定により、共済契約者が共済契約 (注 1) を解除した場合には、当会は、共済掛金 (注 2) から既経過期間に対し別表 4 に掲げる短期率によって計算した共済掛金を差し引いて、その残額を返還します。

(注 1) その被共済者に係る部分に限ります。

(注 2) この共済契約に対して適用された共済掛金のうちその被共済者に係る部分をいいます。

- (5) 第 21 条（被共済者による共済契約の解除請求）(3)の規定により、被共済者が共済契約 (注

1) を解除した場合には、当会は、共済掛金(注2)から既経過期間に対し別表4に掲げる短期率によって計算した共済掛金を差し引いて、その残額を共済契約者に返還します。

(注1) その被共済者に係る部分に限ります。

(注2) この共済契約に対して適用された共済掛金のうちその被共済者に係る部分をいいます。

第27条(事故の通知)

- (1) 被共済者が第2条(共済金を支払う場合)の傷害を被った場合は、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当会に通知しなければなりません。この場合において、当会が書面による通知もしくは説明を求めたとき、または被共済者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 被共済者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合、または遭難した場合は、共済契約者または共済金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会に書面により通知しなければなりません。
- (3) 次の①・②のいずれかに該当する場合は、当会は、それによって当会が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。
 - ① 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)・(2)の規定のいずれかに違反した場合
 - ② 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)・(2)の規定による通知または説明のいずれかについて知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合

第28条(共済金の請求)

- (1) 当会に対する共済金請求権は、次の①～⑤の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。
 - ① 死亡共済金については、被共済者が死亡した時
 - ② 後遺障害共済金については、次のア・イのいずれか早い時
 - ア. 被共済者に後遺障害が生じた時
 - イ. 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時
 - ③ 入院共済金については、次のア・イのいずれか早い時
 - ア. 被共済者が被った第2条(共済金を支払う場合)の傷害の治療を目的とした入院が終了した時、または入院保険金の支払われる日数が90日に達した時
 - イ. 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時
 - ④ 手術共済金については、被共済者が第2条の傷害の治療を直接の目的とした手術を受けた時
 - ⑤ 通院共済金については、次のア・ウのいずれか早い時
 - ア. 被共済者が被った第2条の傷害の治療を目的とした通院が終了した時
 - イ. 通院共済金の支払われる日数が90日に達した時
 - ウ. 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時
- (2) 被共済者または共済金を受け取るべき者が共済金の支払を請求する場合は、別表5に掲げ

る書類または証拠のうち当会が求めるものを当会に提出しなければなりません。

- (3) 被共済者に共済金を請求できない事情がある場合で、かつ、共済金の支払を受けるべき被共済者の代理人がないときは、次の①～③に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会に申し出て、当会の承認を得たうえで、被共済者の代理人として共済金を請求することができます。

① 被共済者と同居または生計を共にする配偶者^(注)

② ①に規定する者がいない場合、または①に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合には、被共済者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①・②に規定する者がいない場合、または①・②に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者^(注)または②以外の3親等内の親族

(注) 法律上の配偶者に限ります。

- (4) (3)の規定による被共済者の代理人からの共済金の請求に対して、当会が共済金を支払った後に、重複して共済金の請求を受けたとしても、当会は、共済金を支払いません。

- (5) 当会は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- (6) 次の①～③のいずれかに該当する場合は、当会は、それによって当会が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

① 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合

② 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(2)・(3)・(5)の書類のいずれかに事実と異なる記載をした場合

③ 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(2)・(3)・(5)の書類または証拠のいずれかを偽造し、または変造した場合

第29条（共済金の支払時期）

- (1) 当会は、請求完了日^(注)からその日を含めて30日以内に、当会が共済金を支払うために必要な次の①～④の事項の確認を終え、共済金を支払います。

① 共済金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、傷害発生の有無および被共済者に該当する事実

② 共済金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、共済金が支払われない事由としてこの共済契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 共済金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度、事故と傷害との関係、治療の経過および内容

④ 共済契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この共済契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

(注) 被共済者または共済金を受け取るべき者が前条(2)・(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

- (2) (1)の確認をするため、次の①～⑤に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会は、請求完了日^(注1)からその日を含めて次の①～⑤に掲げる

日数(注2)を経過する日までに、共済金を支払います。この場合において、当会は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被共済者または共済金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

- ① (1)①～④の事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
- ② (1)①～④の事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- ③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
- ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①～④の事項の確認のための調査 60日
- ⑤ (1)①～④の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 被共済者または共済金を受け取るべき者が前条(2)・(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みません。

- (3) (1)・(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなくその確認を妨げ、またはその確認に応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)・(2)の期間に算入しないものとします。(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。
- (4) (1)・(2)の規定による共済金の支払は、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者と当会があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第30条(当会の指定する医師が作成した診断書等の要求)

- (1) 当会は、第27条(事故の通知)の規定による通知または第28条(共済金の請求)の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他共済金の支払にあたり必要な限度において、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者に対して、当会の指定する医師が作成した被共済者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) (1)の規定による被共済者の診断書または死体検案書の提出にあたり、診断または死体の検案(注1)のために要した費用(注2)は、当会が負担します。

(注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 収入の喪失を含みません。

第31条(時効)

共済金請求権は、第28条(共済金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第32条(代位)

当会が共済金を支払った場合であっても、被共済者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会に移転しません。

第 33 条（死亡共済金受取人の変更）

- (1) 共済契約締結の際、共済契約者が死亡共済金受取人を定めなかった場合は、被共済者の法定相続人を死亡共済金受取人とします。
- (2) 共済契約締結の後、被共済者が死亡するまでは、共済契約者は、死亡共済金受取人を変更することができます。
- (3) (2)の規定による死亡共済金受取人の変更を行う場合には、共済契約者は、その旨を当会に通知しなければなりません。
- (4) (3)の規定による通知が当会に到達した場合には、死亡共済金受取人の変更は、共済契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当会に到達する前に当会が変更前の死亡共済金受取人に共済金を支払った場合は、その後に共済金の請求を受けたとしても、当会は、共済金を支払いません。
- (5) 共済契約者は、(2)の規定による死亡共済金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。
- (6) (5)の規定による死亡共済金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、共済契約者の法定相続人がその旨を当会に通知しなければ、その変更を当会に対抗することができません。なお、その通知が当会に到達する前に当会が変更前の死亡共済金受取人に共済金を支払った場合は、その後に共済金の請求を受けたとしても、当会は、共済金を支払いません。
- (7) (2)・(5)の規定により、死亡共済金受取人を被共済者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被共済者の同意がなければその効力は生じません。
- (8) 死亡共済金受取人が、被共済者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡共済金受取人の死亡時の法定相続人^(注)を死亡共済金受取人とします。
(注) 法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。
- (9) 共済契約者は、後遺障害共済金、入院共済金、手術共済金および通院共済金について、その受取人を被共済者以外の者に定め、または変更することはできません。

第 34 条（共済契約者の変更）

- (1) 共済契約締結の後、共済契約者は、当会の承認を得て、この共済契約に適用される普通約款に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。
- (2) (1)の規定による移転を行う場合には、共済契約者は書面をもってその旨を当会に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 共済契約締結の後、共済契約者が死亡した場合は、その死亡した共済契約者の死亡時の法定相続人にこの共済契約に適用される普通約款に関する権利および義務が移転するものとします。

第 35 条（共済契約者または死亡共済金受取人が複数の場合の取扱い）

- (1) この共済契約について、共済契約者または死亡共済金受取人が 2 名以上である場合は、当会は、代表者 1 名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の

共済契約者または死亡共済金受取人を代理するものとします。

- (2) (1)の代表者が定まらない場合、またはその所在が明らかでない場合には、共済契約者または死亡共済金受取人の中の1名に対して行う当会の行為は、他の共済契約者または死亡共済金受取人に対しても効力を有するものとします。
- (3) 共済契約者が2名以上である場合には、各共済契約者は連帯してこの共済契約に適用される普通約款に関する義務を負うものとします。

第36条（被共済者が複数の場合の約款の適用）

被共済者が2名以上である場合は、それぞれの被共済者ごとにこの約款の規定を適用します。

第37条（訴訟の提起）

この共済契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第38条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1 第4条（共済金を支払わない場合—その2）①の運動等

	運動等
1	山岳登山 ^(注1) (注1) ピッケル・アイゼン・ザイル・ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミングおよびフリークライミングをいいます。なお、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。
2	リュージュ、ボブスレー、スケルトン
3	スカイダイビング
4	航空機 ^(注2) 操縦 ^(注3) (注2) 航空機には、グライダーおよび飛行船は含みません。 (注3) 職務として操縦する場合は含みません。
5	ハンググライダー搭乗
6	モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等の超軽量動力機 ^(注4) 搭乗 (注4) パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。
7	ジャイロプレーン搭乗
8	その他1～7に類する危険な運動

別表2 後遺障害等級表

等級	後遺障害	保険金 支払割合
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼および言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	100%

	<ul style="list-style-type: none"> (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの 	
第2級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力(注1)が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力(注1)が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの 	89%
第3級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力(注1)が0.06以下になったもの (2) 咀嚼または言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの(注2) 	78%
第4級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 両眼の矯正視力(注1)が0.06以下になったもの (2) 咀嚼および言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの(注3) (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの 	69%
第5級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力(注1)が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの(注4) 	59%
第6級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 両眼の矯正視力(注1)が0.1以下になったもの (2) 咀嚼または言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 	50%

	<ul style="list-style-type: none"> (4) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 40cm 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1 上肢の 3 大関節中の 2 関節の用を廃したもの (7) 1 下肢の 3 大関節中の 2 関節の用を廃したもの (8) 1 手の 5 の手指または母指を含み 4 の手指を失ったもの (注2) 	
第 7 級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力 (注1) が 0.6 以下になったもの (2) 両耳の聴力が 40cm 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 1 m 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1 手の母指を含み 3 の手指または母指以外の 4 の手指を失ったもの (注2) (7) 1 手の 5 の手指または母指を含み 4 の手指の用を廃したもの (注3) (8) 1 足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1 上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1 下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの (注5) (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の睾丸を失ったもの 	42%
第 8 級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1 眼が失明し、または 1 眼の矯正視力 (注1) が 0.02 以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1 手の母指を含み 2 の手指または母指以外の 3 の手指を失ったもの (注2) (4) 1 手の母指を含み 3 の手指または母指以外の 4 の手指の用を廃したものの (注3) (5) 1 下肢を 5 cm 以上短縮したもの (6) 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したものの (7) 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したものの (8) 1 上肢に偽関節を残すもの (9) 1 下肢に偽関節を残すもの (10) 1 足の足指の全部を失ったもの (注4) 	34%
第 9 級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 両眼の矯正視力 (注1) が 0.6 以下になったもの (2) 1 眼の矯正視力 (注1) が 0.06 以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 	26%

	<ul style="list-style-type: none"> (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀嚼および言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの(注2) (13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの(注3) (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの(注4) (15) 1足の足指の全部の用を廃したもの(注5) (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの 	
第10級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼の矯正視力(注1)が0.1以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀嚼または言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの(注3) (8) 1下肢を3 cm以上短縮したもの (9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの(注4) (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 	20%
第11級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1 m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの 	15%

	<p>(8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの (注2)</p> <p>(9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの (注5)</p> <p>(10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</p>	
第12級	<p>(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの</p> <p>(2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>(3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>(4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの</p> <p>(5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの</p> <p>(6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの</p> <p>(7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの</p> <p>(8) 長管骨に変形を残すもの</p> <p>(9) 1手の小指を失ったもの (注2)</p> <p>(10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの (注3)</p> <p>(11) 1足の第2の足指を失ったもの (注4)、第2の足指を含み2の足指を失ったもの (注4) または第3の足指以下の3の足指を失ったもの (注4)</p> <p>(12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (注5)</p> <p>(13) 局部に頑固な神経症状を残すもの</p> <p>(14) 外貌に醜状を残すもの</p>	10%
第13級	<p>(1) 1眼の矯正視力 (注1) が0.6以下になったもの</p> <p>(2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの</p> <p>(3) 正面視以外で複視を残すもの</p> <p>(4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの</p> <p>(5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>(6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの</p> <p>(7) 1手の小指の用を廃したもの (注3)</p> <p>(8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>(9) 1下肢を1cm以上短縮したもの</p> <p>(10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (注4)</p> <p>(11) 1足の第2の足指の用を廃したもの (注5)、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの (注5) または第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの (注5)</p>	7%
第14級	<p>(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの</p> <p>(2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>(3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</p> <p>(4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>(5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>(6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>(7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなく</p>	4%

	なったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (注5) (9) 局部に神経症状を残すもの	
--	---	--

(注1) 視力の測定は万国式試視力表によるものとします。

(注2) 手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

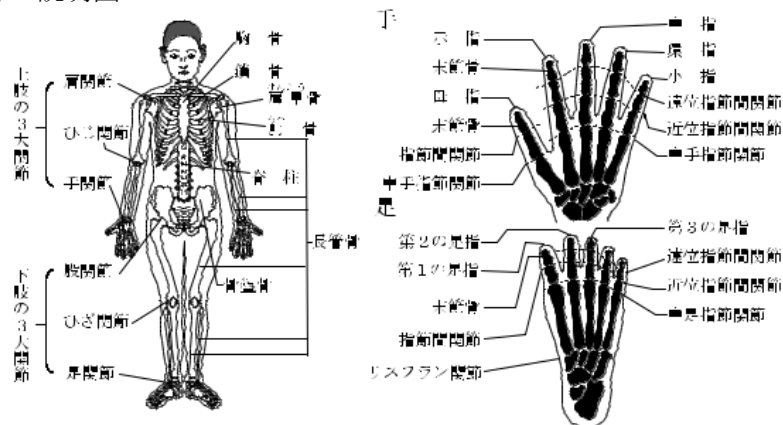
(注3) 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。

(注4) 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。

(注5) 足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。

(注6) 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とは、その関節より心臓に近い部分をいいます。

(注7) 関節等の説明図



別表3 骨折、脱臼、靭帯損傷等の傷害を被った部位

1. 長管骨 (注1) または脊柱 (注1)
2. 長管骨 (注1) に接続する上肢または下肢の3大関節部分 (注1)。ただし、長管骨 (注1) を含めギプス等 (注2) を装着した場合に限ります。
3. 肋骨・胸骨 (注1)。ただし、体幹部にギプス等 (注2) を装着した場合に限ります。

(注1) 「長管骨」、「脊柱」、「上肢または下肢の3大関節部分」および「肋骨・胸骨」については、別表2 (注7) の関節等の説明図に示すところによります。

(注2) ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、サポーター等は含みません。

別表4 短期率表

短期率は、下記割合とします。

既経過期間	割合
1 か月まで	1/12
2 か月まで	2/12
3 か月まで	3/12
4 か月まで	4/12
5 か月まで	5/12
6 か月まで	6/12
7 か月まで	7/12
8 か月まで	8/12
9 か月まで	9/12
10 か月まで.....	10/12
11 か月まで.....	11/12
1 年まで	12/12

別表5 共済金請求書類

提出書類	共済金種類				
	死亡	後遺障害	入院	手術	通院
1. 共済金請求書	○	○	○	○	○
2. 当会の定める傷害状況報告書	○	○	○	○	○
3. 公の機関の事故証明書 (注1) (注1) やむを得ない場合には、第三者の事故証明書とします。	○	○	○	○	○
4. 死亡診断書または死体検案書	○				
5. 後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明する被共済者以外の医師の診断書		○	○	○	○
6. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類			○		○
7. 死亡共済金受取人 (注2) の印鑑証明書 (注2) 死亡共済金受取人を定めなかった場合は、被共済者の法定相続人とします。	○				
8. 被共済者の印鑑証明書		○	○	○	○
9. 被共済者の戸籍謄本	○				
10. 死亡共済金受取人を定めなかった場合は、法定相続人の戸籍謄本	○				
11. 共済金の請求を第三者に委任する場合は、共済金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書	○	○	○	○	○
12. その他当会が第 29 条（共済金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類ま	○	○	○	○	○

たは証拠として共済契約締結の際に当会が交付する書面等 において定めたもの					
---	--	--	--	--	--

(注3) 共済金を請求する場合には、○を付した書類または証拠のうち当会が求めるものを提出しなければなりません。